

令和7年9月1日

課 名：建築都市部建築指導課
内 線：4678
担 当：衣川、河原畑

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

- 指名停止措置建設業者：
直方市大字植木字東堤田278-2
(有) 菊栄工業
- 指名停止の期間：
令和7年9月1日 ～ 令和7年11月30日 (3ヵ月間)
- 事実概要：
(有) 菊栄工業は、福岡県発注の道路改良工事において、一次下請業者がA社、二次下請業者がB社であることを知りながら、一次下請業者がB社で、二次下請業者は存在しないとする虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成し、発注者である福岡県に提出した。
このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当するため、令和7年8月18日付で、7日間の営業停止処分を受けた。
- 指名停止の理由：
「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その2第10号に該当することから、指名停止3ヵ月間とする。

【建設業法第28条第1項】

(指示及び営業の停止)

国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定(略)に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。

二 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。

【指名停止措置要綱 別表その2第10号】

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 10 県発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内